（監督処分）

第七十三条　都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、特定開発行為に係る土地又は特定建築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水による人的災害を防止するために必要な限度において、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

一　第五十七条第一項又は第六十二条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

二　第六十六条又は第七十一条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

三　第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可に付した条件に違反した者

四　浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定開発行為（当該浸水被害防止区域の指定の際当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。）であって、特定開発区域内の土地の安全上必要な措置を第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準に従って講じていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

五　浸水被害防止区域で行われる又は行われた特定建築行為（当該浸水被害防止区域の指定の際当該浸水被害防止区域内において既に着手している行為を除く。）であって、第六十八条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項各号に掲げる基準に従って行われていないものに関する工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

六　偽りその他不正な手段により第五十七条第一項の許可又は第六十六条の許可を受けた者

2　前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者（以下この項において「義務者」という。）を確知することができないときは、都道府県知事等は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項において「措置実施者」という。）に当該措置を行わせることができる。この場合においては、都道府県知事等は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは都道府県知事等又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3　都道府県知事等は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4　前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第七十四条　都道府県知事等は、第五十七条第一項、第六十二条第一項、第六十四条、第六十六条、第七十一条第一項又は前条第一項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（報告の徴収等）

第七十五条　都道府県知事等は、第五十七条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該土地における洪水若しくは雨水出水による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

2　都道府県知事等は、第六十六条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該建築物における洪水若しくは雨水出水による人的災害を防止するために必要な助言若しくは勧告をすることができる。

（移転等の勧告）

第七十六条　都道府県知事は、洪水又は雨水出水が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他洪水又は雨水出水による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章　雑則

第三十条中「第二十七条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条を第五十一条とし、第二十九条を第五十条とし、第二十八条を第四十九条とする。

第二十七条第一項中「部分」を「部分のもの」に、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に、「第三十一条」を「第五十二条」に改め、「協定（以下」の下に「この節において」を加え、同条を第四十八条とし、第三章第二節中第二十六条を第四十七条とする。

第二十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項中「（指定都市等の長を除く。）」を削り、同条第四項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第十七条第六項」を「第三十八条第六項」に改め、同条第二項中「第十七条第四項」を「第三十八条第四項」に、「第二十四条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に、「第二十四条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第二十四条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第十七条第六項」を「第三十八条第六項」に、「第十七条第七項」を「第三十八条第七項」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、特定都市河川流域内に存する政令で定める規模以上の防災調整池が存する都道府県（当該防災調整池が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）は、当該」に改め、同条第二項中「しようと」及び「（指定都市等の長を除く。）」を削り、同条第三項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、「当該保全調整池が存する市町村の長（指定都市等の長を除く。）及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県知事にあっては、その旨を当該保全調整池が存する市町村の長にも通知しなければならない。

第二十三条を第四十四条とする。

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第九条、第十六条第一項若しくは第十八条第一項」を「第三十条の許可若しくは第三十九条第一項」に改め、同項第一号中「第九条又は第十六条第一項」を「第三十条又は第三十七条第一項」に改め、同項第二号中「第十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第三号中「第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項」

第二十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第四十二条とする。

第二十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に、「第九条、第十六条第一項若しくは第十八条第一項」を「第三十条の許可若しくは第三十九条第一項」に改め、同項第二号中「第十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第三号中「第九条、第十六条第一項又は第十八条第一項」

第三十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十九条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十六条とする。

第二十六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十二条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第三十条とする。

第二十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十九条とする。

第十九条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十八条とする。

第十八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十七条とする。

第十七条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十六条とする。

第十六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十五条とする。

第十五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十四条とする。

第十四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十三条とする。

第十三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第二十条とする。

第十条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十七条とする。

第七条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十六条とする。

第六条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十五条とする。

第五条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十四条とする。

第四条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十三条とする。

第三条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十二条とする。

第二条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十一条とする。

第一条第一項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条を第十条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の都市計画法第三十三条第一項第十四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をする場合について適用し、施行日前に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をした場合については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第一条の規定による改正後の建築基準法第四十八条第十四項の規定は、施行日以後に建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの許可の申請をする場合について適用し、施行日前に建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの許可の申請をした場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。